

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

周南市長 藤井 律子

市町村名 (市町村コード)	周南市 (352152)	
地域名 (地域内農業集落名)	八代 (河原畑、原、上市、下市、大迫、松尾、吉国、中郷、高代、下魚切、中魚切、上魚切、新畑、上須野河内、下須野河内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月10日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地域は、水稻が基幹で、施設野菜や果樹栽培に取り組んでいる。
・認定農業者は個人が7経営体、法人が2経営体で、集落営農法人が農地を集積し、水稻・麦・大豆の輪作栽培に取り組んでいるが、個人の農業者が多い集落では、農業者の高齢化や後継者不足が進んでいる。
・ほ場整備は、昭和54年～平成6年に、地域の多くの農地で実施しているが、農地の高低差が大きく、除草管理が負担になるとともに、水路が細く老朽化し、鳥獣被害も多く、営農環境は厳しい状況にある。
・地域全域が本州唯一のナベツルの越冬地として、特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」に指定され、集落の共同作業により、有機農業や集落環境整備など、ツルと農業の共生に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻に加え、施設野菜や果樹栽培は、現耕作者が引き続き取り組んでいく。
・経営拡大意向の認定農業者が営農する集落では、農地の集積・集約化を推進し、水稻だけでなく、麦・大豆の輪作栽培に取り組む。
・農業用施設の維持・管理は、多面的機能直接支払交付金などを活用しながら、集落の共同作業により実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	245.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	192.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の合意により、果樹団地を中心に、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、その他の農地は、今後保全管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・経営拡大意向の認定農業者が営農する集落では、農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構に貸し付け、地域の農業を担う者の意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既存の水路や畦畔等、農業用施設の改良や補修を、多面的機能直接支払交付金などを活用しながら計画的に実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や法人経営体等の多様な経営体の確保を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・一部の集落ではドローンによる防除作業を民間事業者に委託しており、引き続き活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①各種補助事業を活用し、鳥獣被害防止の柵の設置を検討する。
 ②環境に配慮した営農に取り組む法人経営体があり、環境保全型農業直接支払交付金を活用して取り組みを継続する。
 ⑤果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、地域計画の実現を促す環境整備に努める。